

次期学習指導要領 に向けた検討状況

見通しをもって明日の改善に繋げて欲しい

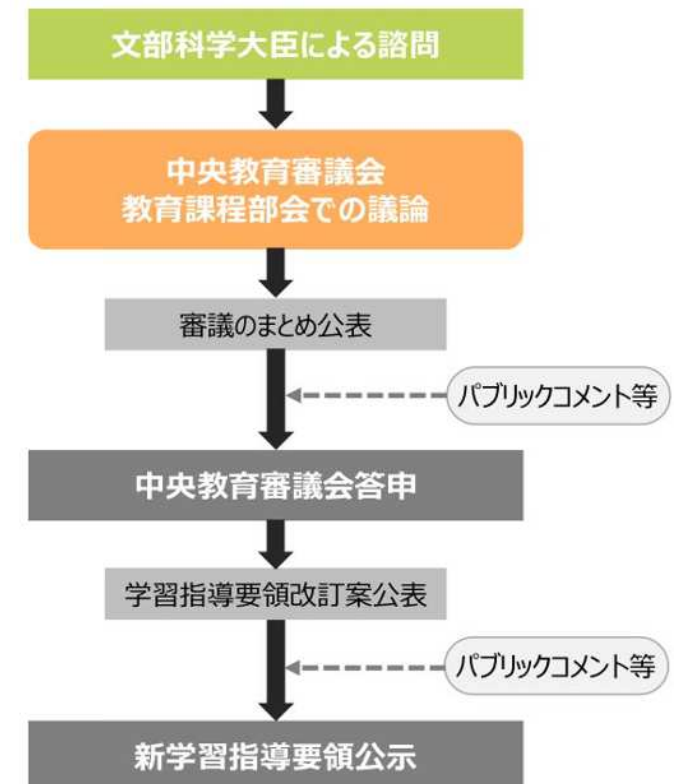


文部科学省
初等中等教育局 教育課程課
教育課程企画室長

栗山 和大 Kuriyama Kazuhiro

お話の前提

- 昨年12月の文部科学大臣による中央教育審議会（中教審）への「諮問」により、次期学習指導要領に向けた議論がスタート
- 中教審の「教育課程企画特別部会」は、諮問事項に関する基本的な方向性等を検討する場
- 特別部会での議論が精力的に進み、9月25日に「論点整理」をまとめ、現在、各教科等ごとに専門的な内容を検討中
- 中教審による「答申」は令和8年度中を想定
- 改訂プロセスを共有できるよう、スケジュールもなるべく先まで示し、事務局から可能な限り分かりやすい資料を提示
- 教育委員会・学校で視聴可能な形でアーカイブ動画を配信しており、議論をフォローいただき、「先回り」して取組を進めていただくことが重要！



教育課程企画特別部会

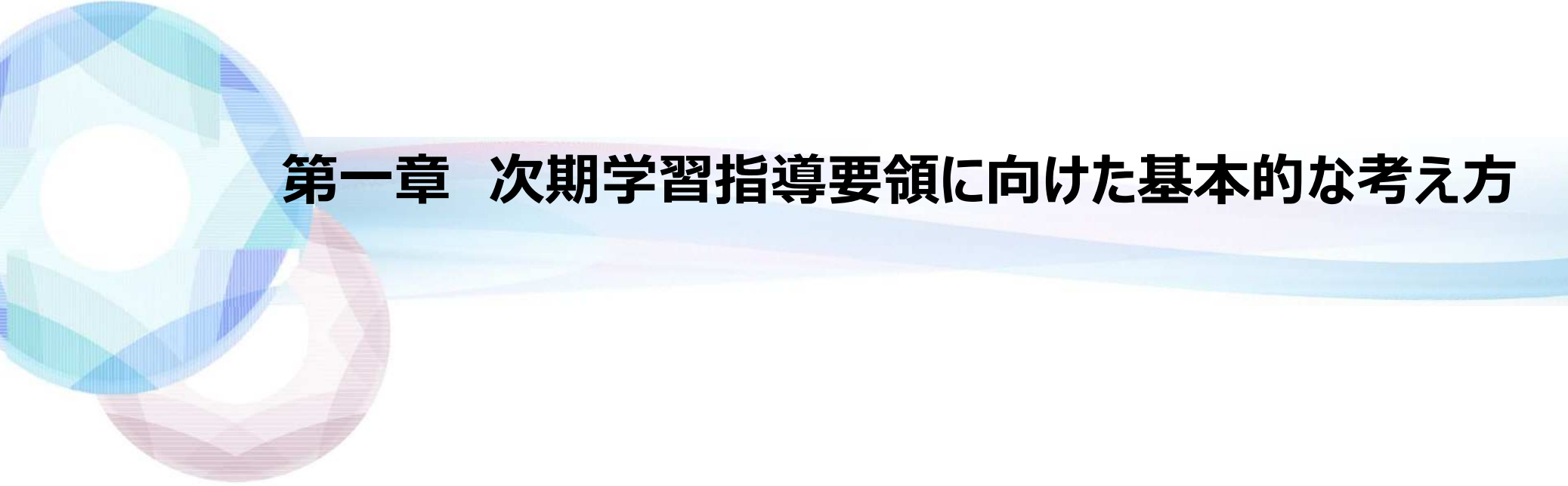
論点整理（抜粋版）

令和7年9月25日
中央教育審議会
教育課程企画特別部会

目次

本特別部会においては、令和6年12月の文部科学大臣による諮問を受け、初等中等教育分科会や教育課程部会への報告を交えつつ、教育課程の枠組みに関する事項や教科横断的な事項を中心として審議を行ってきた。今般、13回にわたる検討の結果を暫定的に取りまとめ、今後の本特別部会における更なる検討の深化や各WG等での検討の前提として整理した。

第一章 次期学習指導要領に向けた基本的な考え方 … P 2	第四章 情報活用能力の抜本的向上と 質の高い探究的な学びの実現 … P 47
第二章 質の高い、深い学びを実現し、 分かりやすく使いやすい学習指導要領の在り方 … P 7	(1) 情報活用能力の抜本的向上 … P 48
(1) 中核的な概念等を活用した一層の構造化・ 表形式化・デジタル化 … P 8	(2) 質の高い探究的な学びの実現 … P 55
(2) 「学びに向かう力、人間性等」の再整理 … P 15	第五章 「余白」の創出を通じた教育の質の向上の在り方 … P 62
(3) 「見方・考え方」の再整理 … P 19	第六章 豊かな学びに繋がる学習評価の在り方 … P 70
(4) デジタル学習基盤を前提とした学びの在り方 … P 22	第七章 その他諮問で提起された事項の在り方 … P 79
学習指導要領と「個別最適な学びと協働的な学び」 の関係の在り方	(1) カリキュラム・マネジメントの在り方 … P 80
第三章 多様な子供たちを包摂する柔軟な教育課程の在り方 … P 25	(2) 高等学校入学者選抜 … P 82
(1) 検討の前提（児童生徒の実態と現行制度の枠組み）… P 26	(3) 産業教育 … P 84
(2) 義務教育段階（「調整授業時数制度」の創設等）… P 30	(4) 特別支援教育 … P 90
(3) 高等学校段階における教育課程の柔軟化 … P 35	(5) 幼児教育 … P 96
(4) 個別の児童生徒に係る教育課程の編成・実施 の仕組み … P 42	(6) 子供のより主体的な社会参画に関わる教育の改善 … P 100
	第八章 今後の検討スケジュールや検討の在り方等 … P 104
	審議経過 … P 107



第一章 次期学習指導要領に向けた基本的な考え方



次期学習指導要領に向けた基本的な考え方①

1 改訂論議を貫く三つの方向性

- 令和6年12月の文部科学大臣による諮問やこれまでの検討を総合的に踏まえ、次期学習指導要領に向けた今後の検討の基盤となる基本的な考え方として、以下を提起する。

生涯にわたって主体的に学び続け、多様な他者と協働しながら、自らの人生を舵取りすることができる、民主的で持続可能な社会の創り手を「みんな」で育むため、

①「**主体的・対話的で深い学び**」の実装（Excellence）

②**多様性の包摂**（Equity）

③**実現可能性の確保**（Feasibility）

の3つの方向性を踏まえて議論を行う。これらの3つの方向性に基づく改善は、教育課程内外のあらゆる方策を用いつつ、三位一体で具現化されるべきものである。

- このうち、①「**主体的・対話的で深い学び**」の実装は、現行学習指導要領が目指している、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を通じた資質・能力の育成について、一層の具現化・深化を図るものである。
 - ✓ このため、学習指導要領の目標・内容の構造化・表形式化・デジタル化、学びに向かう力、人間性等の重要概念の整理等により、分かりやすく、使いやすい学習指導要領を目指す。思考力、判断力、表現力等を発揮する中で、知識の概念としての習得や深い意味理解を促すこと、他の学習や生活の場面でも活用できるような、生きて働く「確かな知識」を習得すること、学びに向かう力、人間性等を育成することが一層重要となる中、「主体的・対話的で深い学び」の実装は、**次期学習指導要領に向けた第一の方向性**とすべきものである。これらを進めるに当たっては学校段階間の連携・接続の深化による学びの連続性の確保に一層留意すべきである。
 - ✓ また、このような授業改善に不可欠であるデジタル学習基盤の効果的活用は、育成すべき資質・能力が十分に意識されず「深い学び」に繋がっていない事例もあるなど道半ばである。また、社会のデジタル化がもたらしている負の側面への対応も含め情報活用能力の育成にも様々な課題が見られる。このため、小学校の総合的な学習の時間への「情報の領域（仮称）」の付加、中学校での「情報・技術科（仮称）」の創設等の具体的方策を示した上で、情報活用能力を各教科等における探究的な学びを支える基盤と位置付け、抜本的な向上を図る。こうしたことを進めるに当たっては、知・徳・体のバランスや、人間ならではの身体性や実体験の重要性を十分に踏まえる必要がある。（※）「Excellence」は、「主体的・対話的で深い学び」の実装により実現される質の高い教育を意味する。
- ②**多様性の包摂**は、多様な個性や特性、背景を有する子供が多くなっている実態に向き合うとともに、こうした多様性を個人及び社会の力に変える観点から、一人一人の意欲が高まり、可能性が開花し、個性が輝く教育の実現を目指すものであり、**第一の方向性と両立させることが不可欠な第二の方向性**である。
 - ✓ このため、「裁量的な時間」をはじめとする「調整授業時数制度」の創設、学年区分の取扱いの柔軟化、高等学校段階における単位制度の柔軟化、不登校児童生徒や特定分野に特異な才能のある児童生徒のための特別の教育課程編成を可能とする制度の創設等により、教育課程全体を包摂的な仕組みに改め、その具現化を図る。

こうした取組は、一人一人の個性や特性、背景を踏まえた対応が可能な仕組みを整えるという意味で、公正性（equity）の拡大と言える。



次期学習指導要領に向けた基本的な考え方②

- ③**実現可能性の確保**は、第一・第二の方向性の両立を支え、実現可能とする観点であり、デジタル学習基盤の更なる充実、教科書や教材、指導書の改善、必要な設備の整備、**総合的な勤務環境整備とも相まって審議全体に通底させるべき第三の方向性**である。
 - ✓ このため、教育課程の枠組みや教科等横断的な事項、今後行われる教科等WGを含む審議全般にわたって、教育課程の実施に伴い教師に過度な負担・負担感が生じないような、持続可能な在り方を追求し、教師と子供の双方に「余白（※）」を創出することで、豊かな学びに繋げる方向を踏まえた検討を行う必要がある。（※）教育の質の向上のための時間的余裕
- こうした3つの方向性を現時点で端的に表現すれば、「**多様な子供たちの『深い学び』を確かなものに**」と言える。第一の方向性は「深い学び」、第二の方向性は「多様な子供たち」、第三の方向性は「確かなもの」という言葉に主に託されている。
- さらに、「みんな」が示す主体は、学校教育の未来を切り拓く中心的存在である学校の教職員はもとより、**学びの当事者である子供**、人口減少の中で学校を支える主体でもある、**保護者や地域住民、地方公共団体の職員、民間の担い手**も含まれ、「**社会に開かれた教育課程**」や「**個人と社会のウェルビーイングの実現**」といった理念とも深く関わる。今後、各WG等を中心に具体の議論を進める中で、こうした考え方も更に深めていく必要がある。

2 自らの人生を舵取りする力と民主的な社会の創り手育成

- 諮問で「正解主義」や「同調圧力」への偏りから脱却し、民主的かつ公正な社会の基盤としての学校を機能させる必要性が指摘された背景には社会全体の構造変化がある。生成AIなどデジタル技術の発展が相まって、皆と同じことができることも重要だが、それ以上に独自の発想や視点に価値が置かれるようになってきている。現在の学校教育の中で主体的に学びに向き合えていない子供も多くなっている。少子化に伴う入試による動機付けの変化、学習時間の減少等も踏まえ、学びの動機付けをアップデートする必要もある。予測困難な時代に、労働市場の流動化や就業期間の長期化、マルチステージの人生モデルへの転換が進む中、しなやかに「**自らの人生を舵取りできる力**」が不可欠となりつつある。また、内なる国際化で人口の多様性が増すとともに、SNSや生成AIの負の側面の影響もあり社会分断の可能性等も指摘される中、デジタル時代に主体的に社会参画する「**民主的な社会の創り手**」の育成も喫緊の課題である。こうした考え方は、教育基本法や学校教育法等の趣旨を踏まえたものである。
 - ✓ このため、全ての幼児児童生徒に育むべき資質・能力育成の具体化・深化と並行して、一人一人の「好き」（興味・関心）を育み、「得意」を伸ばしながら、それらを原動力として学び全体への動機付けを図っていく取組と、**当事者意識を持って、自分の意見を形成し、多様な他者と対話や合意を図る取組**を同時に進め、これらが有機的に関わり合い高まっていく教育課程に変革していく必要がある。
 - ✓ こうした問題意識の下、本部会では、**学びに向かう力、人間性等**の概念の再整理、総合的な学習・探究の時間を中心とした**質の高い探究的な学びの実現**、デジタル化の負の側面への対応を含む**情報活用能力**の抜本的向上、特別活動を中心とした**主体的な社会参画に関わる教育**の改善、個性・特性に応じた学びの充実に繋がる**裁量的な時間の創設**等を主な具体策として議論してきた。今後、各WG等で更に検討を深める必要がある。

なお、これらは、①「主体的・対話的で深い学び」の実装、②多様性の包摂、という方向性について、**社会全体の構造変化を踏まえて具現化するもの**であり、①②の一部を構成するものである。また、「よりよい学校教育」を通じて「よりよい社会」への移行を図るという意味で、「**社会に開かれた教育課程**」や「**個人と社会のウェルビーイングの実現**」といった理念とも深く関わる。

次期学習指導要領に向けた検討の基盤となる考え方

～あらゆる方策を活用し、三位一体で具現化～

① 深い学びの実装 (Excellence)

主体的・対話的で

主に第2,3,4,6章

(生きて働く「確かな知識」の習得、資質・能力育成の具体化・深化、「好き」を育み「得意」を伸ばす、情報活用能力の抜本的向上、個別最適な学び・協働的な学び等)

② 多様性の包摂 (Equity)

主に第3,7章

(調整授業時数制度、裁量的な時間、個別の児童生徒に係る教育課程の仕組み、デジタル学習基盤を活用した学習環境デザイン、個別最適な学び・協働的な学び等)

③ 実現可能性の確保 (Feasibility)

主に第5,7章

(授業時数の適正化・平準化、教科書の精選、構造化、裁量的な時間など様々な方策による教師・子供双方の「余白」の創出、カリキュラム・マネジメント等)

学びをデザインする高度専門職としての教師 デジタル学習基盤をはじめとする基盤整備
「裁量的な時間」をはじめ柔軟な教育課程による余白 総合的な勤務環境整備

多様な子供たちの「深い学び」を確かなものに

生涯にわたって主体的に学び続け、多様な他者と協働しながら、
自らの人生を舵取りすることができる 民主的で持続可能な社会の創り手 をみんなで育む

「主体的・対話的で深い学び」の実現を通じた

補足イメージ 1 - ②

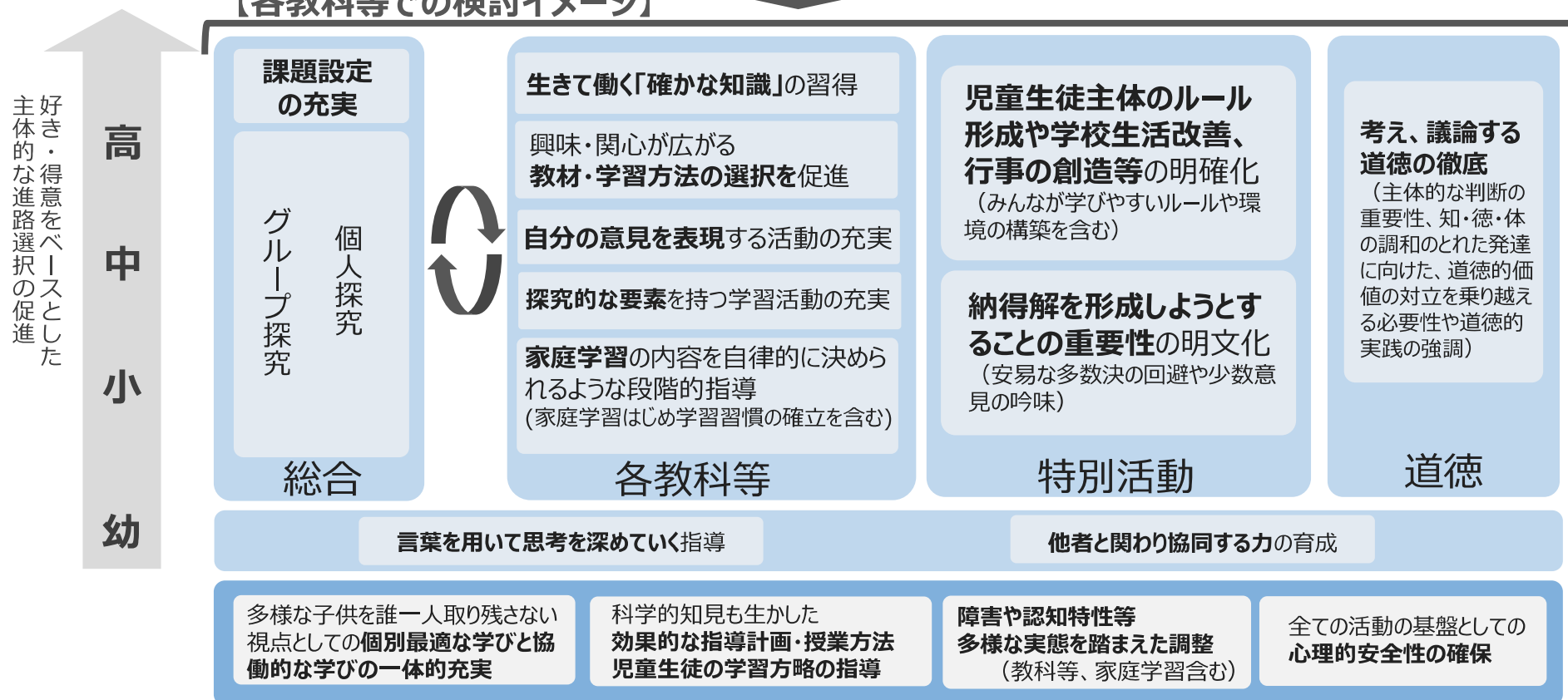
自らの人生を舵取りする力 と 民主的で持続可能な社会の創り手 育成（今後の検討イメージ）

「好き」を育み、「得意」を伸ばす
（興味・関心）

×

当事者意識を持って、自分の意見を
形成し、対話と合意ができる

【各教科等での検討イメージ】



学びをデザインする高度専門職としての教師
「裁量的な時間」をはじめ柔軟な教育課程による余白

デジタル学習基盤をはじめとする基盤整備
総合的な勤務環境整備



第二章 質の高い、深い学びを実現し、 分かりやすく使いやすい学習指導要領の在り方

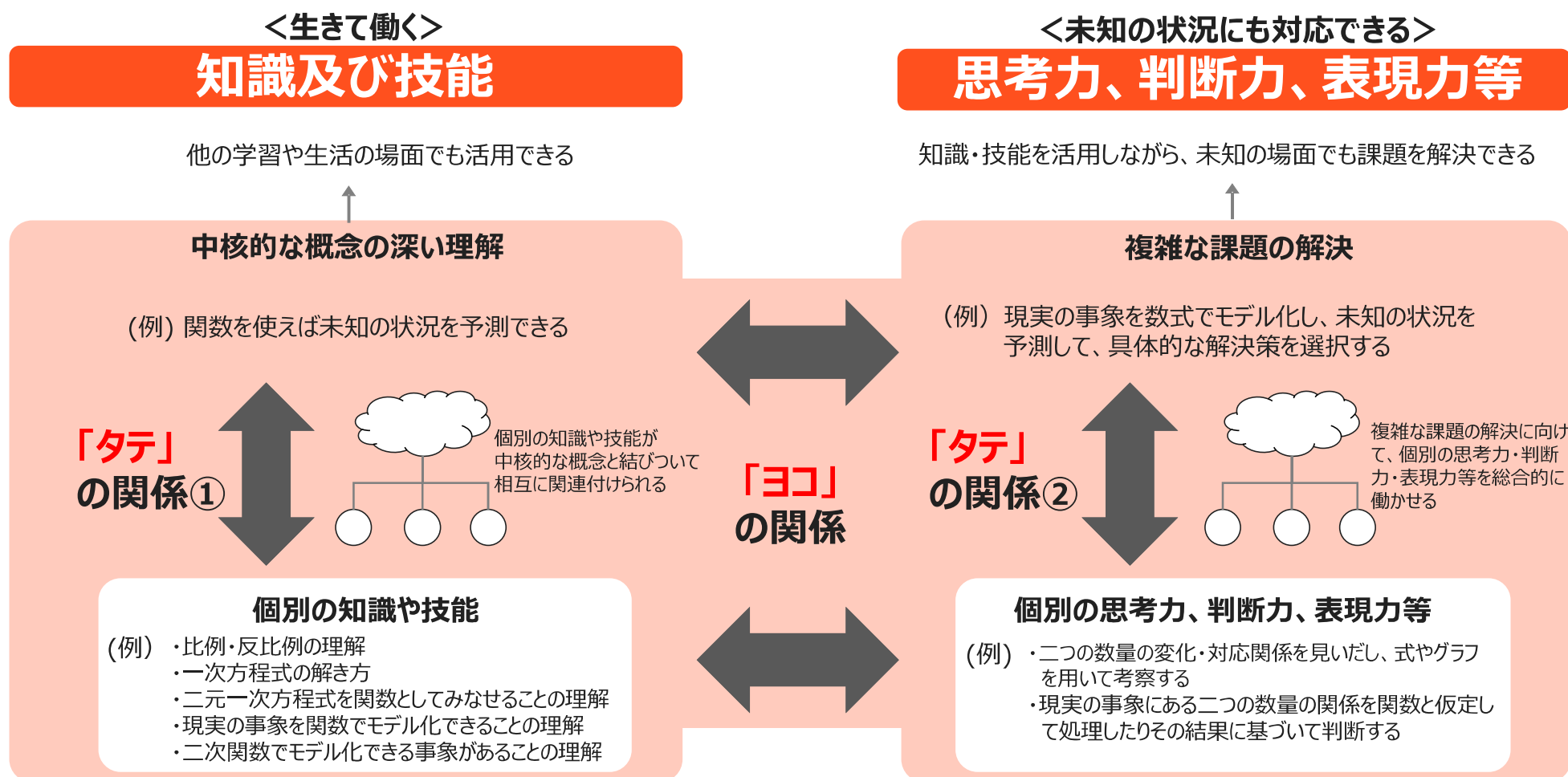
ポイント

子供たちに育む資質・能力が分かりやすく、日々の授業づくりの中で教師一人一人が使いやすいと思えるよう、「中核的な概念等」を基にした一層の構造化や様々な用語・概念の整理を図りつつ、表形式化やデジタル化により学習指導要領のインターフェイスを刷新する

**（１）中核的な概念等を活用した一層の構造化・
表形式化・デジタル化**

「タテ・ヨコの関係」の可視化による「深い学び」の具現化

- 知識の理解も、それが生きて働くように深く学ぶことが重要（タテの関係①）。思考力・判断力・表現力等も、社会や生活で直面する未知の状況でも課題解決に繋げていけるよう「質」を高めることが重要（タテの関係②）
 - ある程度の知識・技能なしに思考・判断・表現することは難しいし、思考・判断・表現を伴う学習活動なしに、知識の深い理解と技能の確かな定着は難しい（ヨコの関係）
- ➡こうした「タテ・ヨコの関係」を学習指導要領上で可視化することにより、資質・能力の関係性の理解や、それらを一体的に育成するための教師の単元づくりを助け、「深い学び」を授業で具現化しやすくする



（２）「学びに向かう力、人間性等」の再整理



第三章 多様な子供たちを包摂する 柔軟な教育課程の在り方

ポイント

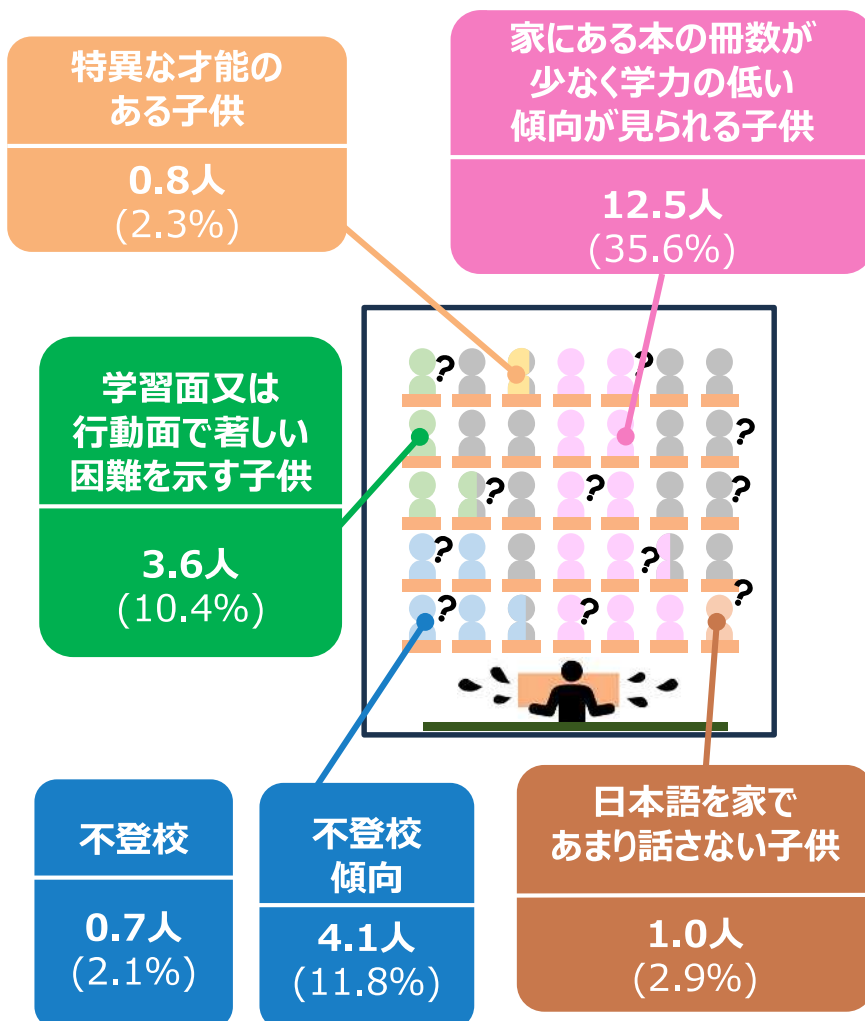
多様な子供たちを包摂できる教育課程の実現に向け、標準授業時数の弾力化を可能とする「調整授業時数制度」の導入等を通じ、各学校で柔軟な教育課程を編成可能としつつ、不登校児童生徒や特異な才能のある児童生徒等に特別の教育課程を編成可能とする

（１）検討の前提（児童生徒の実態と現行制度の枠組み）

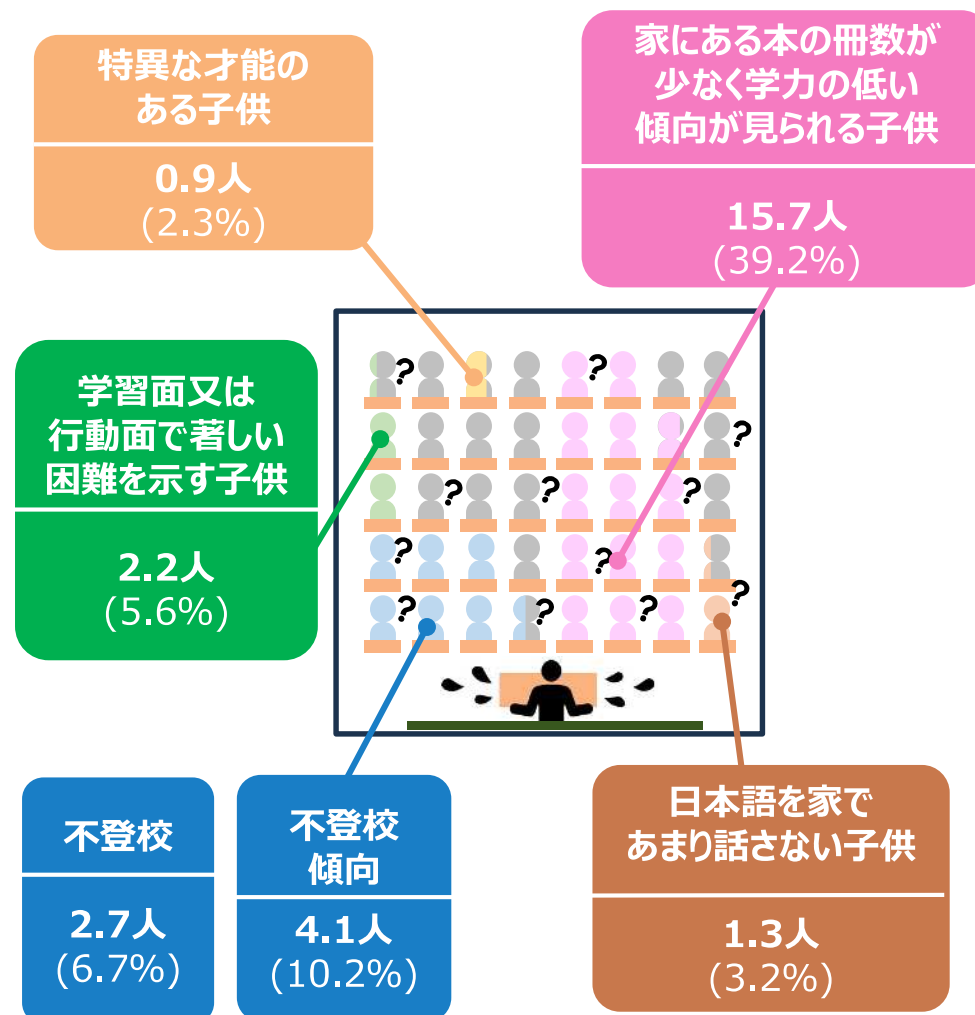
児童生徒の多様性を包摂する必要性（小・中）

- どの学校でも、多様な個性や特性を有する子供が在籍している実態が顕在化。多様性を包摂し、一人一人の意欲を高め、可能性を開花させる教育の実現が喫緊の課題

小学校（35人学級）



中学校（40人学級）



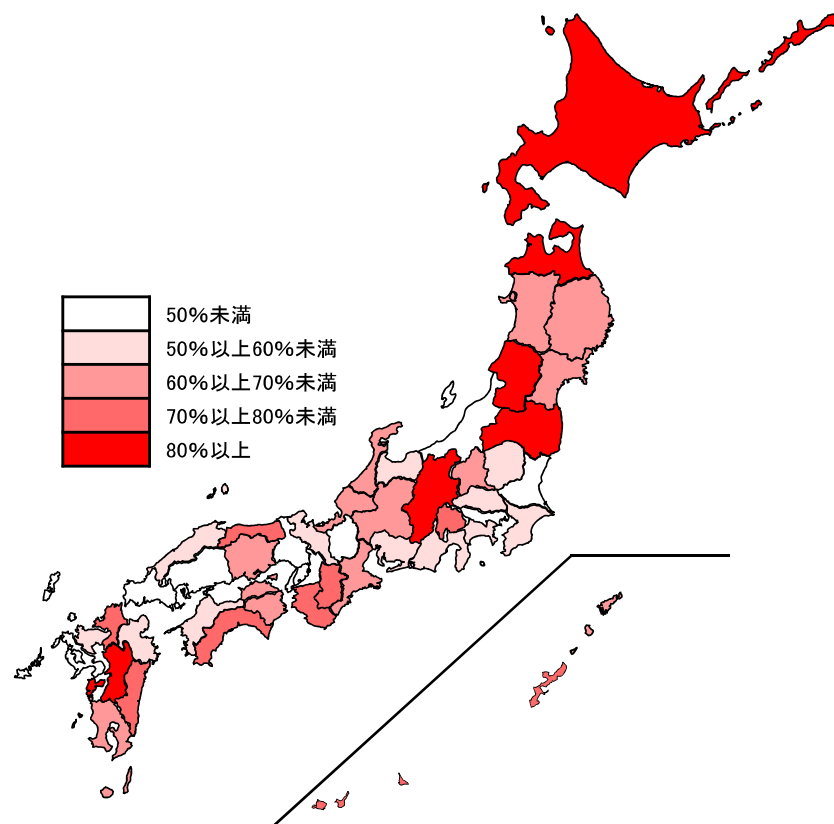
※各数字の出典は諮問参考資料P45,46参照

https://www.mext.go.jp/content/20242127-mxt_kyoiku01-000039494_03.pdf

生徒の多様性を包摂する必要性（高）

- 公立高校ゼロの自治体28.9%、1校のみの自治体35.0%（合計63.9%）
- 統廃合が進み、公立中学校と同様の多様性が高校でも生まれやすい
- ➡ 地域や学校の実態を踏まえた包摂性の向上・特色化が喫緊の課題

高校を有する基礎自治体の割合

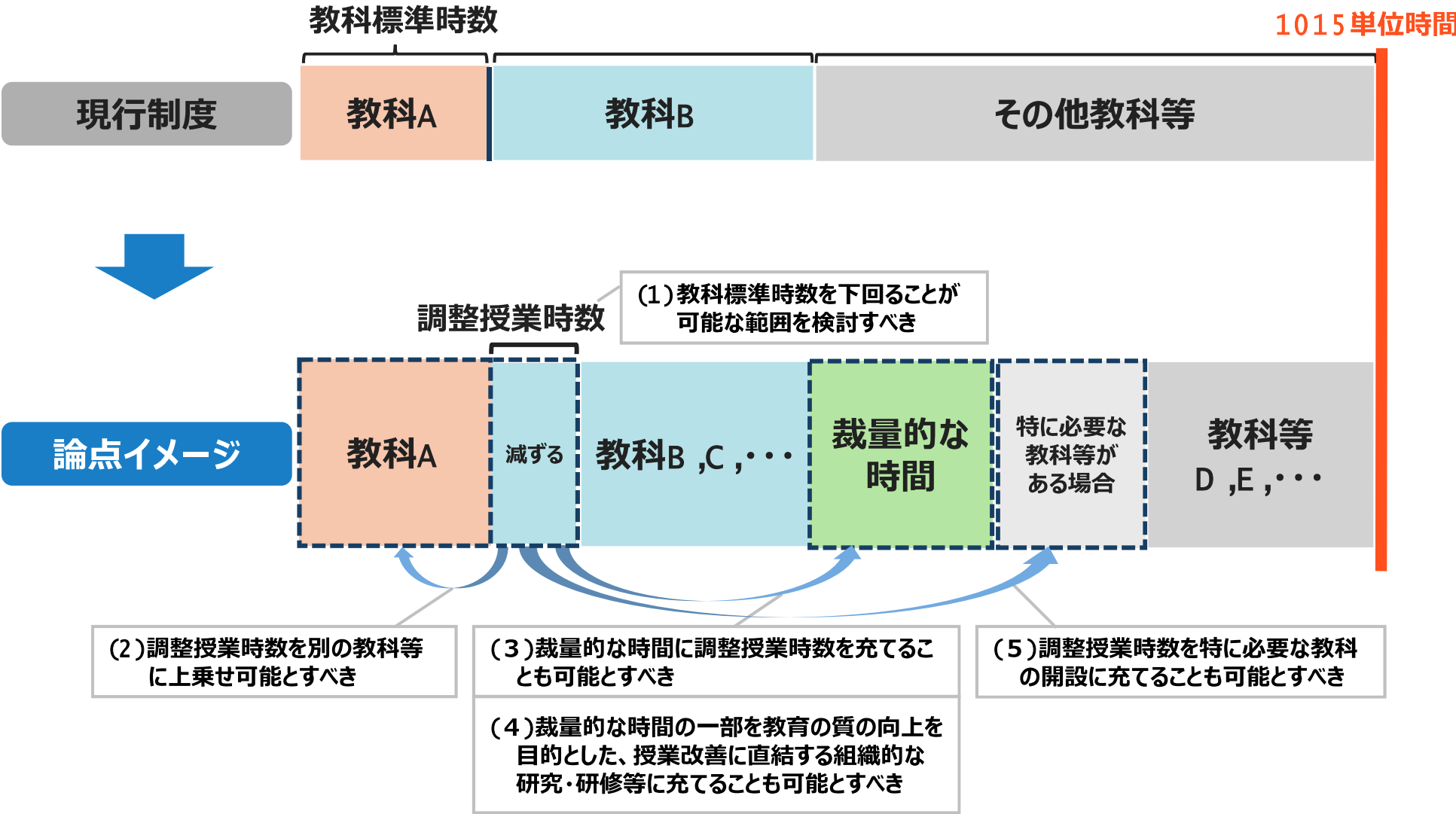


都道府県	割合	自治体数		内訳（立地）		都道府県	割合	自治体数		内訳（立地）	
		（該当数 / 総数）		0校	1校			（該当数 / 総数）		0校	1校
北海道	83.8%	（ 150 / 179 ）		55	95	滋賀県	36.8%	（ 7 / 19 ）		4	3
青森県	80.0%	（ 32 / 40 ）		22	10	京都府	50.0%	（ 13 / 26 ）		8	5
岩手県	63.6%	（ 21 / 33 ）		3	18	大阪府	48.8%	（ 21 / 43 ）		8	13
宮城県	65.7%	（ 23 / 35 ）		5	18	兵庫県	31.7%	（ 13 / 41 ）		1	12
秋田県	68.0%	（ 17 / 25 ）		9	8	奈良県	76.9%	（ 30 / 39 ）		19	11
山形県	80.0%	（ 28 / 35 ）		10	18	和歌山県	73.3%	（ 22 / 30 ）		13	9
福島県	81.4%	（ 48 / 59 ）		27	21	鳥取県	78.9%	（ 15 / 19 ）		10	5
茨城県	45.5%	（ 20 / 44 ）		6	14	島根県	52.6%	（ 10 / 19 ）		3	7
栃木県	56.0%	（ 14 / 25 ）		4	10	岡山県	63.0%	（ 17 / 27 ）		10	7
群馬県	65.7%	（ 23 / 35 ）		13	10	広島県	39.1%	（ 9 / 23 ）		1	8
埼玉県	57.1%	（ 36 / 63 ）		12	24	山口県	47.4%	（ 9 / 19 ）		2	7
千葉県	51.9%	（ 28 / 54 ）		14	14	徳島県	66.7%	（ 16 / 24 ）		9	7
東京都	32.3%	（ 20 / 62 ）		7	13	香川県	64.7%	（ 11 / 17 ）		4	7
神奈川県	51.5%	（ 17 / 33 ）		7	10	愛媛県	50.0%	（ 10 / 20 ）		1	9
新潟県	46.7%	（ 14 / 30 ）		8	6	高知県	79.4%	（ 27 / 34 ）		16	11
富山県	53.3%	（ 8 / 15 ）		2	6	福岡県	70.0%	（ 42 / 60 ）		22	20
石川県	63.2%	（ 12 / 19 ）		2	10	佐賀県	55.0%	（ 11 / 20 ）		4	7
福井県	64.7%	（ 11 / 17 ）		6	5	長崎県	38.1%	（ 8 / 21 ）		2	6
山梨県	77.8%	（ 21 / 27 ）		11	10	熊本県	80.0%	（ 36 / 45 ）		22	14
長野県	80.5%	（ 62 / 77 ）		40	22	大分県	55.6%	（ 10 / 18 ）		2	8
岐阜県	66.7%	（ 28 / 42 ）		14	14	宮崎県	73.1%	（ 19 / 26 ）		13	6
静岡県	51.4%	（ 18 / 35 ）		4	14	鹿児島県	67.4%	（ 29 / 43 ）		14	15
愛知県	50.0%	（ 27 / 54 ）		8	19	沖縄県	70.7%	（ 29 / 41 ）		18	11
三重県	69.0%	（ 20 / 29 ）		8	12	全国	63.9%	（ 1,112 / 1,741 ）		503	609

（２）義務教育段階（「調整授業時数制度」の創設等）

義務教育段階の柔軟な教育課程の方向性（調整授業時数制度）

多様な個性や特性、背景を有する子供たちを包摂する柔軟な教育課程編成を促進するため、児童生徒や地域の実態を踏まえて、必要に応じて以下のような取組の一部又は全部の実施を可能とする方向で検討



（３）高等学校段階における教育課程の柔軟化

高等学校の教育課程の柔軟性をめぐる諸課題

課題① 大胆な教育課程編成

- 地域の特色を活かした課題探究を中核にダイナミックなカリキュラムを組みたい。でも、学校設定科目を卒業単位にカウントできるのは20単位まで…限界を感じる
- 74単位で卒業できるはずなのに、週30コマの授業が標準という規定も相まって、3年で90単位以上必要。生徒の余白が少なく、学校外をフィールドにするダイナミックなカリキュラムは組みにくい…

課題② 生徒集団の実態に応じた対応

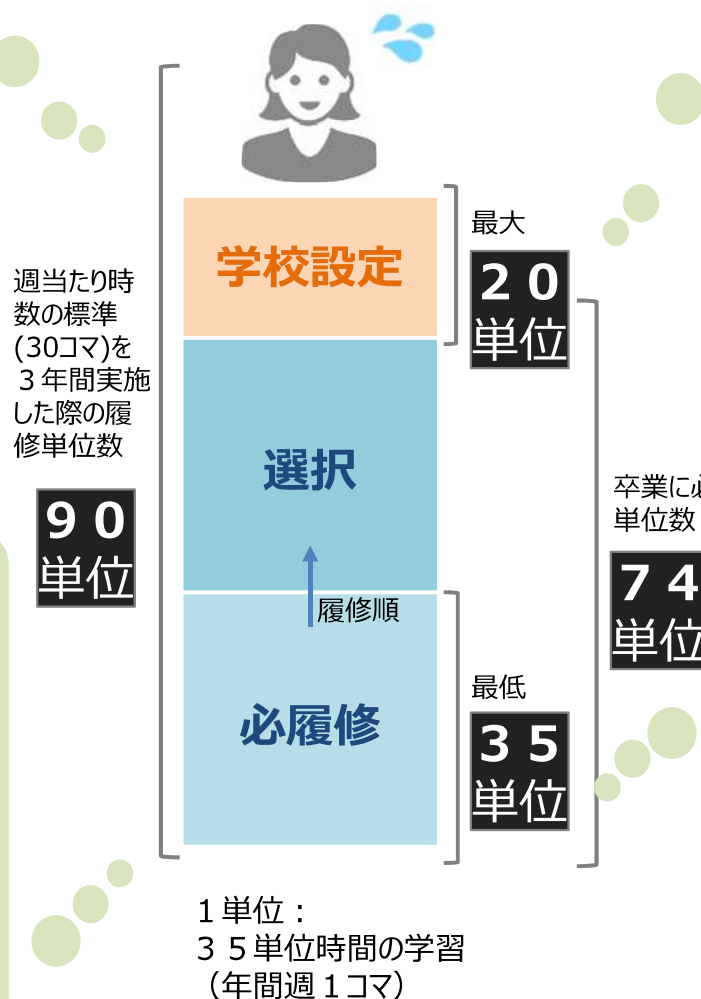
- 今の減単の仕組みで週1コマ減すると少々減らしすぎと感じる。もう少し丁度良い減らし方ができると良い
- 基礎科目では物足りない生徒も多い。必修科目と選択科目まとめて丁度良い単位を割り当てて編成できたらじっくり深くできるのに…
- 必修教科・科目の前に学び直しを丁寧にやる必要。でも、そのための学校設定教科と必修を別々にやるのは実態に即していない…

課題③ 個々の生徒の学習ニーズへの対応

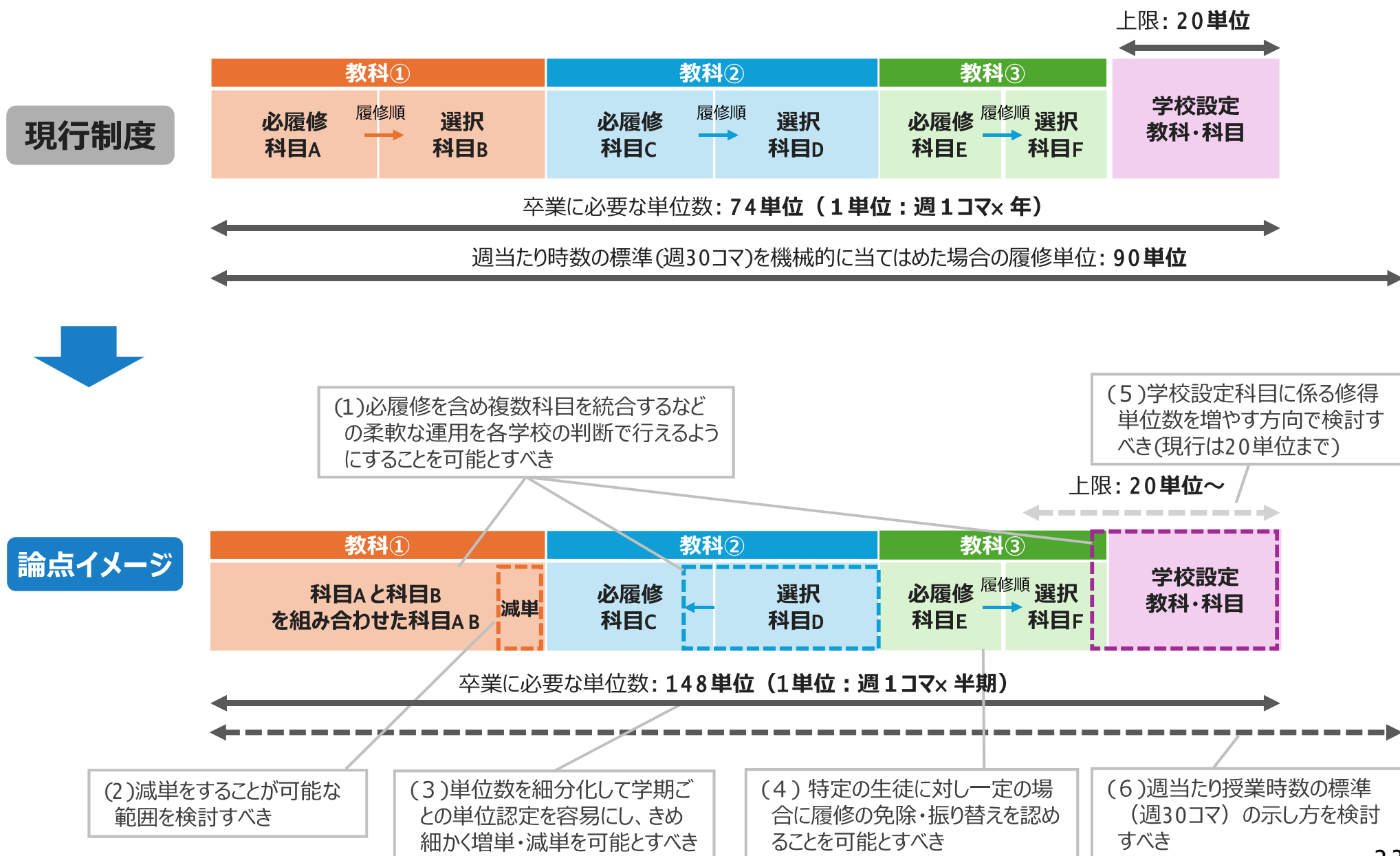
- 自分の苦手を克服したり得意を伸ばすなど、生徒が学習内容を自己決定したり、自己調整を促す時間を設けたいが、標準単位数のままでカリキュラムが過密でうまく位置付けられない…
- 英検1級などを持つ生徒も、基礎科目からやらせるルールだけど、これって本当に生徒のためになってるのか…。もう少し履修義務を生徒の実態に応じて柔軟にできないか…

課題④ 各科目の適正な学習量の設定

- 必修修を終わらせるのに1年次だけでなく2年次までかかる。基礎科目が終わらないと進路に応じた選択を十分にさせてあげられない
- 前期と後期でそれぞれ単位認定したいけど、1単位ずつ(35コマ)しか認定できないから前期だけで単位認定しようとする2コマ開講しなくてはならず時間割が窮屈になる



高等学校段階の柔軟な教育課程の方向性（単位制の大幅な柔軟化）



（４）個別の児童生徒に係る教育課程の編成・実施の仕組み

※特別支援教育に関しては第７章（４）において整理

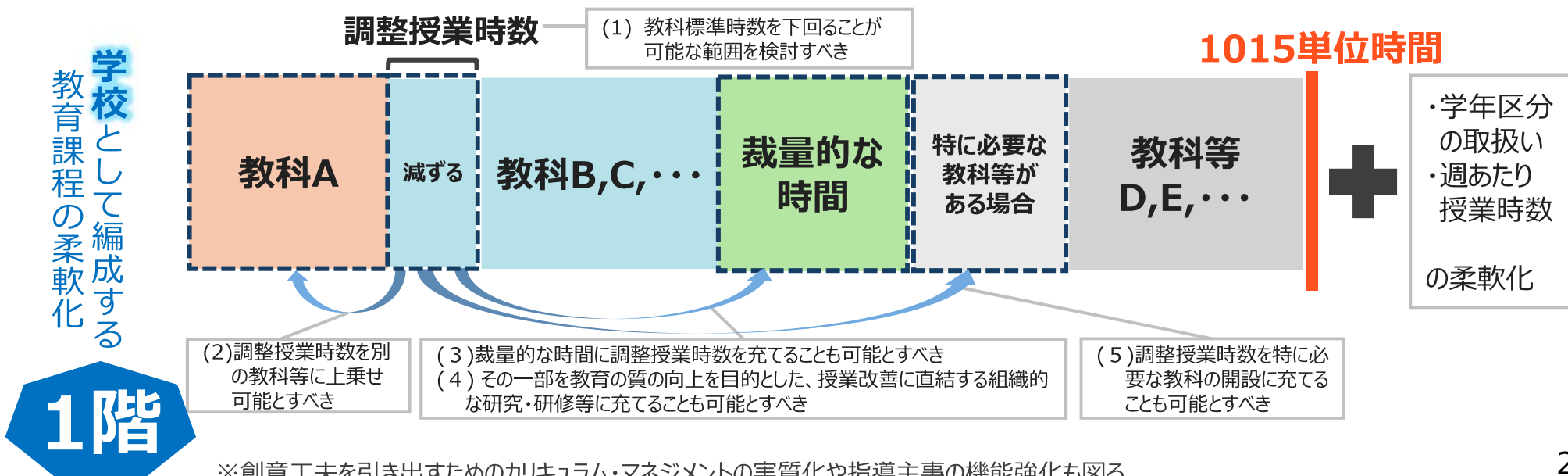
柔軟な教育課程編成の促進（小・中学校の全体イメージ）

補足イメージ3-④

- 多様な個性や特性、背景を有する子供に対応するため、「学校」と「個々の児童生徒」単位の柔軟化を組み合わせ、「2階建て」で複層的に包摂できる、柔軟な教育課程の仕組みの構築に向かうことが重要
- 「2階」の特例の適用がある児童生徒も、「1階」で他の児童生徒とともに学びやすくなるなど、全体としての包摂性を高める方向で制度設計する必要



※教育委員会による支援を前提としつつ、大学等の協力も得る。全体としてデジタル技術を積極的に活用して対応



※創意工夫を引き出すためのカリキュラム・マネジメントの実質化や指導主事の機能強化も図る



第四章 情報活用能力の抜本的向上と 質の高い探究的な学びの実現

ポイント

情報技術を自在に活用し、課題解決や探究ができるようにしつつ、デジタルの負の側面にもしっかり対応できるよう、情報活用能力の抜本的向上を図る。そのため、小学校の総合的な学習の時間に「情報の領域（仮称）」を付加しつつ、中学校は情報技術に関連する内容を強化した「情報・技術科（仮称）」を新設し、それらを踏まえた高等学校情報科の充実を図る

（１）情報活用能力の抜本的向上

情報活用能力の抜本的向上に係る主な課題

- 小中高を通じた育成体系が不明確であることや、他国と比べ指導内容が不十分であること等の課題を踏まえれば、情報活用能力の抜本的向上に向けた内容面の充実の方向性については、**（１）どのように情報技術の活用の実態を高めていくか**（主に①活用）、**（２）内容として不足している部分をどう充実するか**（主に②適切な取扱い、③特性の理解）という観点で総合的に整理することが重要

情報技術の

※コンピュータ、情報通信ネットワーク、AIメディア等

①活用

情報技術の基本的な操作及び情報技術を活用した情報の収集、整理・比較、発信・伝達等に関すること

<具体的な課題>

- 小学校において教科等に明確に位置付けがなく、地域や学校による差が大きい
- 探究の学習の過程において情報技術の活用が十分ではない

②適切な取扱い

情報技術を扱う際の留意事項に関すること（情報モラル、権利と責任等）

<具体的な課題>

- メディアリテラシーについて学校の取組差が大きい（発信源の確認、複数媒体の比較、ファクトチェック等）
- 急激なスピードで広がる負の側面への対応が不十分（フィルターバブル、エコーチェンバー、デジタルとアナログの適切な使い分け、長時間利用の影響の理解を含むデジタルとの適切な距離の置き方に関する自己調整）

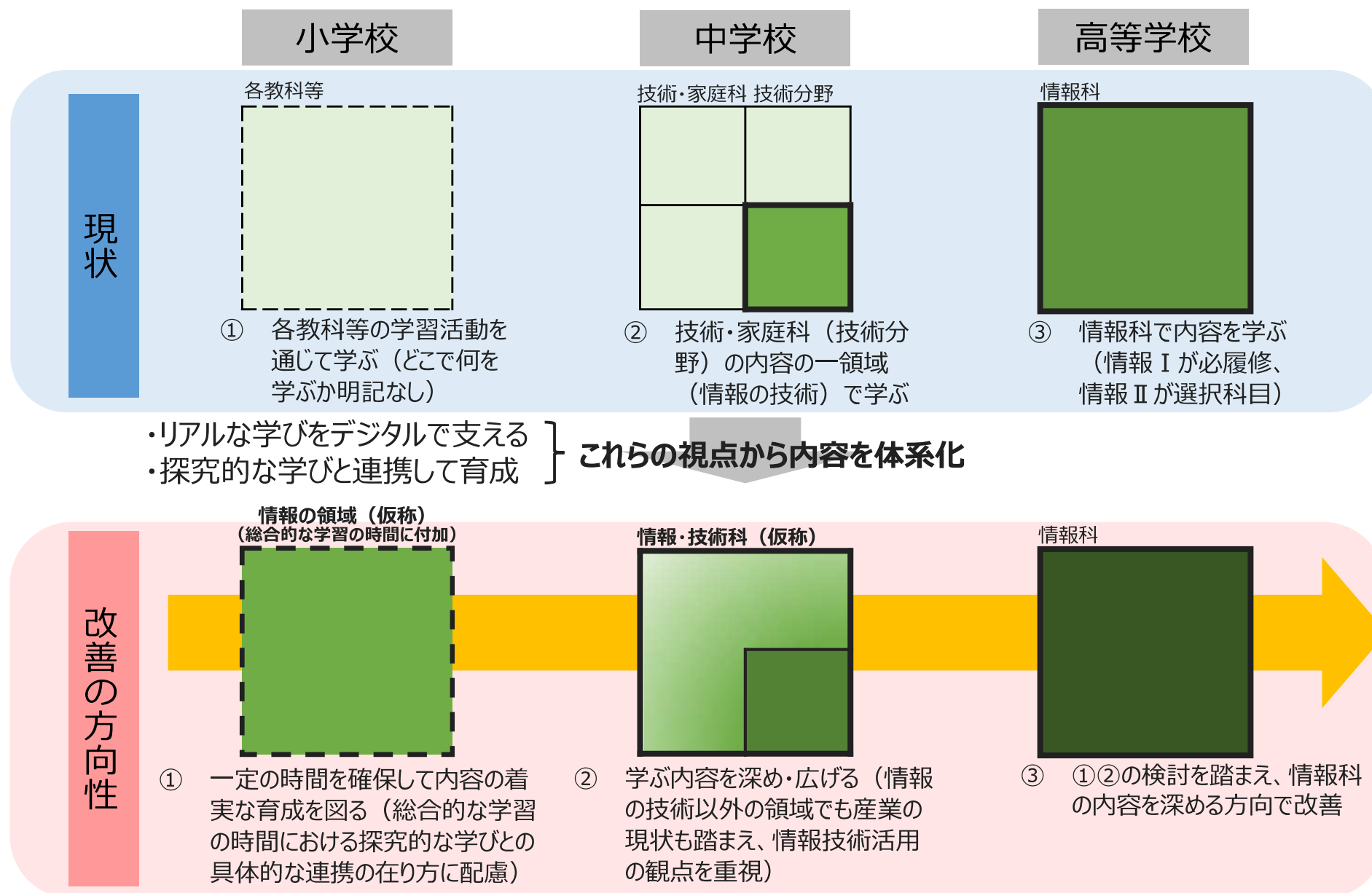
③特性の理解

情報技術の特性の科学的な理解に関すること（コンピュータの仕組み、データ活用等）

<具体的な課題>

- 小学校では扱われていない
- 中学校では技術分野の一部での取扱いにとどまる（産業や職業との関連が弱い）
- 学校種通じ、生成AI等の先端技術に関わる内容が明確に位置付けられていない

情報活用能力の抜本的向上の方向性イメージ（教育課程の改善）



中学校 情報・技術科（仮称）の論点と方向性

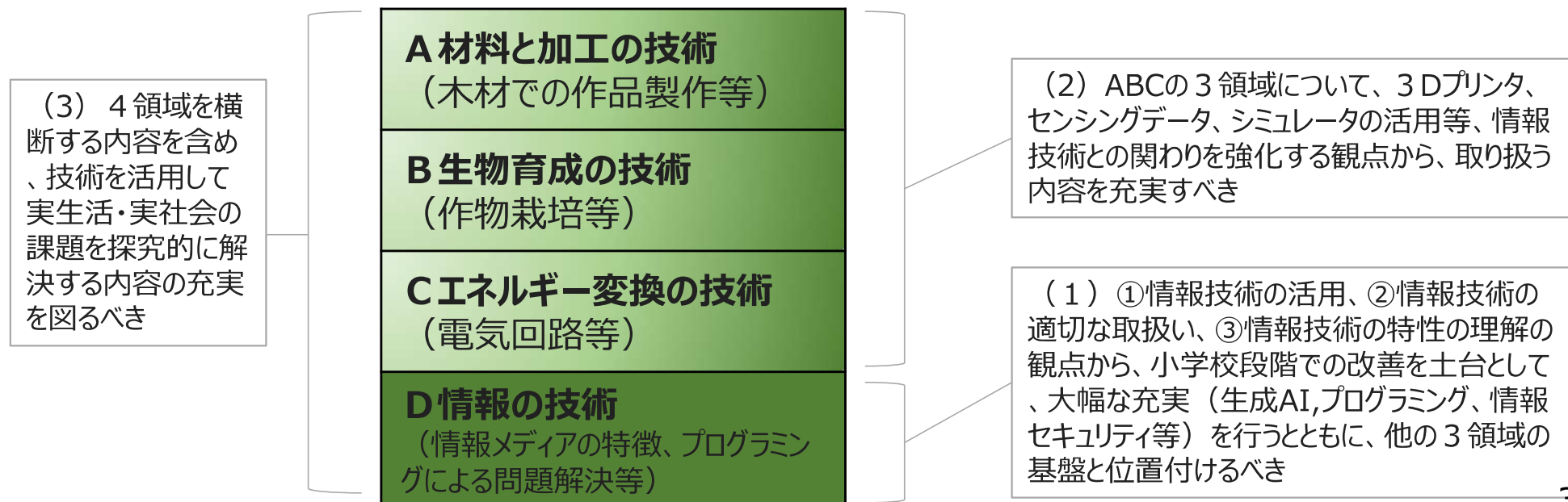
【技術分野の現状と課題】

- 現代のものづくりはデジタル技術の恩恵で大きく変化（産業現場ではデジタル技術の活用が急速に浸透）
- ノーコードや生成AIなどいわゆる「デジタル技術の民主化」で、一人ひとりの思いや願い、意志を具現化し得るチャンスが拡大。また、多くの子供たちが担う地域経済においては、いわゆる「アドバンスト・エッセンシャルワーカー」（※）が求められている中、DXによる生産性向上の余地も大きい（※）デジタル技術等も活用して、現在よりも高い賃金を得るエッセンシャルワーカー

➡ こうした視点で現行の学習指導要領を見ると、下記の課題

- （1）デジタル技術の学習が「D情報の技術」に閉じており、内容も諸外国と比べて見劣りする
- （2）他の3領域（A材料と加工、B生物育成、Cエネルギー変換）でデジタル技術との関連が図られていない
- （3）全体として、技術を活かして一人ひとりが実生活・実社会の課題解決を行う取組が不十分

これを踏まえ、以下の方向で改善を図ることとしてはどうか（詳しくは情報・技術WGで検討）

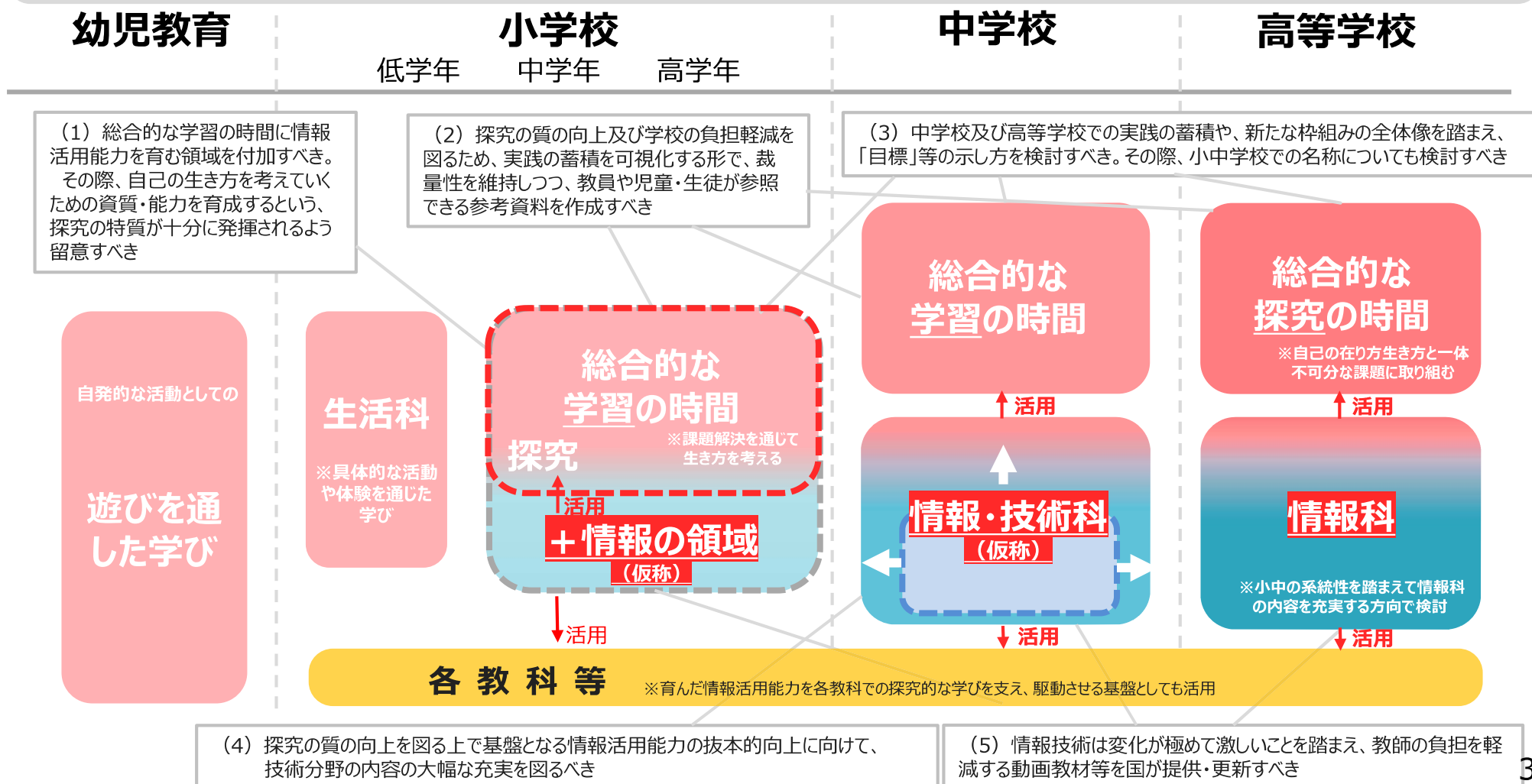


（２）質の高い探究的な学びの実現

質の高い探究的な学びの実現に向けた新たな枠組み（②全体イメージ）

補足イメージ4-⑥

- 主体的に学び、自らの人生を舵取りする力の育成や、多様で豊かな可能性を開花させる教育の実現を図るためには、一人ひとりが初発の思考や行動を起こしたり、好奇心を深掘りする中で、学びを主体的に調整し、自身の豊かな人生やより良い社会につなげていく「**質の高い探究的な学び**」の実現が不可欠
- この実現に向け、情報活用能力を各教科等のみならず、探究的な学びを支え、駆動させる基盤と位置付け、**探究・情報の双方の観点から大幅な改善を図る** ⁽¹⁾ ⁽⁴⁾とともに、**教育の質向上と教師の負担軽減を両立させる方策** ⁽²⁾ ⁽³⁾ ⁽⁵⁾を検討すべき





第五章 「余白」の創出を通じた 教育の質の向上の在り方

ポイント

教育課程の実施に伴う過度な負担・負担感が生じにくい在り方を追求し、教師と子供の双方に余白を創出する。第二・三章で提起した学習指導要領の構造化やそれに伴う必要に応じた学習内容の精選、柔軟な教育課程も契機とした教科書の分量の精選等を図るとともに、標準授業時数の弾力化を通じて真に必要な授業時数の設定を容易にしていく

教育課程の実施に伴い教師が感じる負担・負担感（イメージ）

- ① 授業時数や指導内容を含めた教育課程の在り方は、子供たちに求められる資質・能力や学習状況などを総合的に考慮した上で、全体として教育の質の向上に繋がるよう検討すべきもの
 - ② この一環として、過度な負担・負担感が生じにくい在り方を追求することや、教師と子供の双方に余白を創出し、豊かな教育活動に繋げることが必要
- ➡ 具体の検討に際しては、負担・負担感がどのような構造で生じているのか、授業を取り巻く環境全体を俯瞰した分析が必要（※）

最低授業週数である「35週」という数字を根拠に、標準総授業時数1015単位時間を35週で、週あたり29コマ実施すべきとの認識が強く、改善したくとも標準を大幅に上回る授業時数を看過しがちに

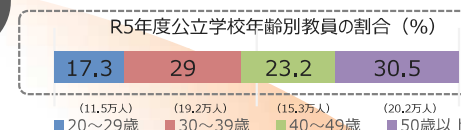
1限					
2限					
3限					
4限					
5限					
6限					

週あたり29コマ
×40週（平均）
= 1160コマ

余裕のある時間割にするために週28コマにしたいけど、週29コマやらなきゃいけないって聞いてるし、どうすればいいんだろう…

明日の授業はとりあえず教師用指導書を使ってなんとかしよう…経験が少ないので、ベテラン教師の授業を見たり、もっと研修や教材研究が必要だけど、時間が…

若手教員（経験年数が少ない教員）が増加。



学習指導要領は約30年前と比較して約2倍の文字数に（小学校）

※1 資質・能力ベースの記述にしたことに伴う増加が主な要因
※2 66,065字（平成元年改訂）→ 136,277字（平成29年改訂）

学習指導要領、どんな資質・能力を身に付けるべきか、もっと分かりやすく、解説や教科書とのリンクも分かるように見れないかなあ…

学習指導要領を読んでも授業づくりのイメージが湧かないし、教科書をしっかり教えてあげればいいか…でもそうすると終わらないな…

各教科の時数をもっと弾力的に使って、教科間で時数をやり繰りしたり、柔軟で余白のある教育課程にしたいけど、どうすれば…

高校入試との関係でも教科書を網羅的に指導しなければ…

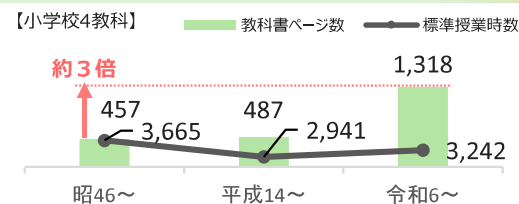
質的改善が道半ばの高校入学者選抜



保護者

入試に出るかもしれないなら教科書は全部指導してもらいたい…

約50年前と比較し、教科書ページ数は大幅に増加



※教育課程以外の総合的な勤務環境整備も着実に進めることが大前提
※教師の養成や研修の在り方については、別途、教員養成部会で検討中

- ①夏季休業・冬季休業・祝日等を考慮して、総授業日数を決定

＜例＞ 総授業日数：200日（40週）
 小5：202.4日、中2：203.0日（令和6年度 全学校平均）
 小5：203.1日、中2：204.7日（令和6年度 28コマ学校平均）

- ②仮として週当たり授業時数を28コマとして設定

＜例＞

月	火	水	木	金
5	6	5	6	6

※一定の火曜に月曜の時間割を実施するなどして、曜日毎の総授業時数に偏りが出ないように適宜工夫

- ③学校行事等、標準授業時数に含まれない特別活動の時数を設定

＜例＞ 学級活動以外の特別活動の時数：60コマ程度
 ※学級活動以外の特別活動の平均授業時数
 小5：62.8コマ、中2：48.1コマ（令和6年度平均）

- ④行事や給食の有無等で授業をしない時数（いわゆる欠課・欠時の時数）を計算

＜例＞ いわゆる欠課・欠時の時数：45コマ程度
 ＜始業式・終業式等の午後＞
 →毎回2コマ×8回＝16コマ（始業・終業式×3回、入学・卒業式の計8回）
 ＜校内研究のための午後＞
 →毎学期2コマ×3回（学期ごと）＝6コマ
 ＜学期末の成績処理期間の午後＞
 →毎学期6コマ×3回（学期ごと）＝18コマ
 ＜個別懇談等のための午後＞ 5コマ

- ⑤実際に実施可能な授業時数を計算

(1) 授業日数：200日
 (2) 週当たり時数：28コマ
 (3) 学級活動以外の特別活動の時数：60コマ
 (4) 欠課・欠時数：45コマ

⇒実施可能な授業時数：1120コマ(40週×28コマ)－60コマ－45コマ＝1015コマ

【中学校で週当たり27コマの場合】

- ①総授業日数を決定

＜例＞ 総授業日数：205日（41週）

- ②仮として週当たり授業時数を27コマとして設定

＜例＞

月	火	水	木	金
5	6	5	6	5

- ③標準授業時数に含まれない特別活動の時数を設定

＜例＞ 学級活動以外の特別活動の時数：45コマ程度

- ④行事や給食の有無等で授業をしない時数を計算

＜例＞ いわゆる欠課・欠時の時数：47コマ程度

- ⑤実際に実施可能な授業時数を計算

(1) 授業日数：205日
 (2) 週当たり時数：27コマ
 (3) 学級活動以外の特別活動の時数：45コマ
 (4) 欠課・欠時数：47コマ

⇒実施可能な授業時数：

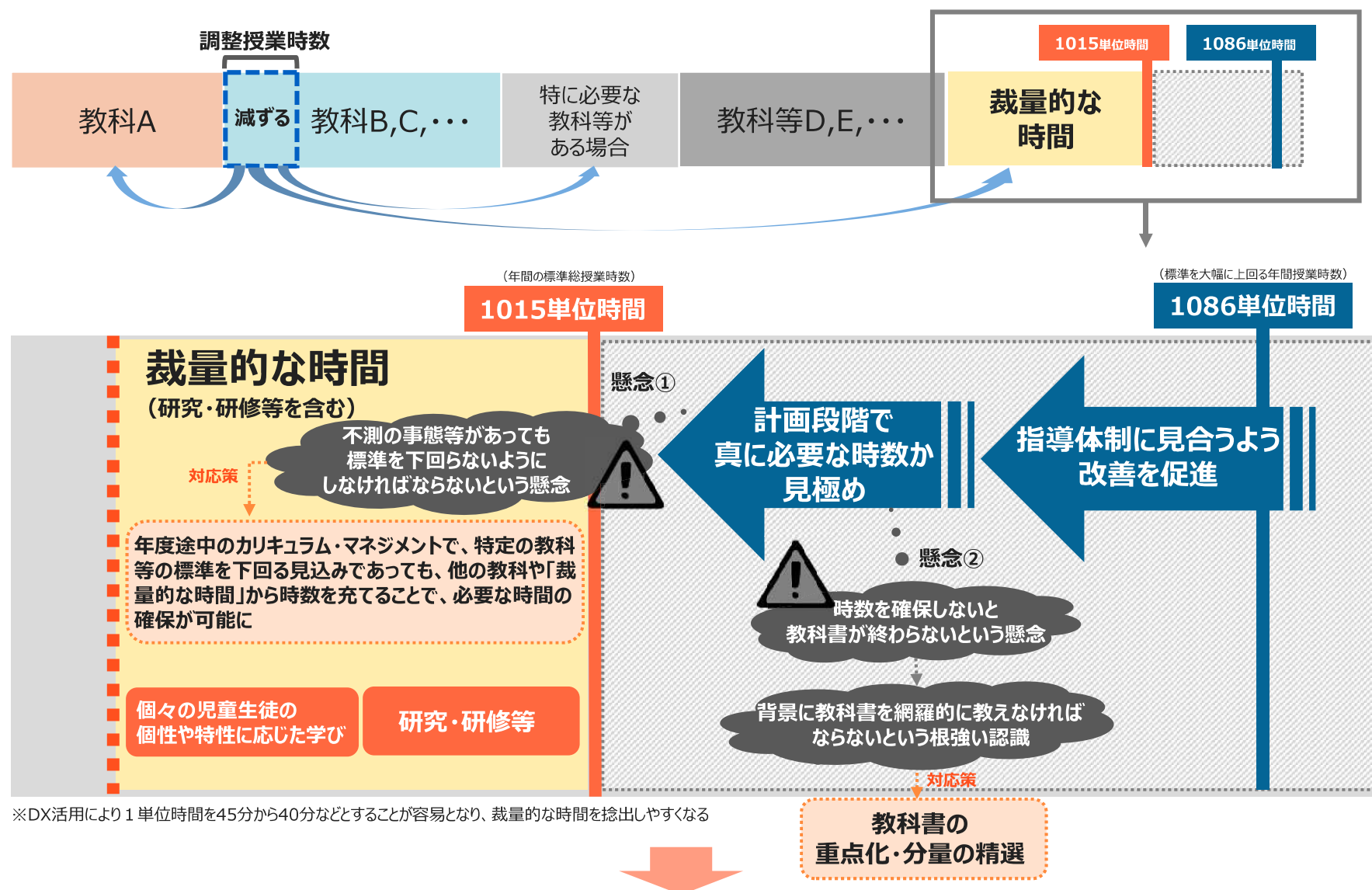
1107コマ(41週×27コマ)－45コマ－47コマ＝1015コマ

必要に応じて、授業日数、学校行事等、欠課の時数等を柔軟に見直し、調整することで、現行教育課程の下でも、標準授業時数ベースの各教科等の時間を1015コマ程度として週28コマでの編成が可能

月	火	水	木	金
1	2	3	4	5
21	22	23	24	25
26			27	28

※以上はあくまで一例であり、具体の適切な水準を示すものではない。各学校や地域の実情に応じて、授業日数、学校行事等、欠課の時数等は適宜調整すべきもの
 ※こうした取組を進めていくためには、保護者や地域住民といった社会の理解の醸成も重要となる

標準授業時数の弾力化と時数精選の関係



「2つの懸念」を解消できれば、不測の事態への対応を含め、年度途中の状況に応じたカリキュラム・マネジメントがしやすくなり、**年度当初の計画段階で真に必要な授業時数の設定が容易に**

学習指導要領の構造化・柔軟な教育課程を契機とした教科書等の改善

補足イメージ5-④

① 学習指導要領の構造化

- 生成A 功が飛躍的に発展する中、個別の知識の集積にとどまらない概念としての習得や深い意味理解を促し、学ぶ意味、社会やキャリアとのつながりを意識した指導が一層重要
- そのため、学習指導要領において、各教科等の本質的理解（中核的な概念等）の獲得に重点を置き、学校段階や教科等の特性を踏まえつつ、そのために必要な学習内容を検討したり、必要に応じた精選の上で構造化

※精選：多くの中から良いものをよりすぐること

現在

知・技
思・判・表
知・技
思・判・表

内容事項を順に列記

改善の方向性

中核的な概念の深い理解（仮）	複雑な課題の解決（仮）
知・技	思・判・表
知・技	思・判・表

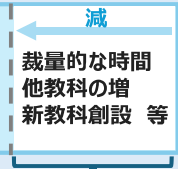
中核的な概念等を基に構造化

② 標準授業時数の弾力化

- 調整授業時数制度により、各教科の標準授業時数を減じて生み出した授業時数を、他教科等や「裁量的な時間」等への充当を可能とすることを検討

※上限は現在の時数特例では1割、今後、拡大の適否を検討

各教科の時数



多様性を包摂し、教育の質を高める「余白」

中核的な概念等を
掘みやすい方向で改善

裁量の余地を増やす方向で改善
(各教科の標準を下回る時数で指導可能に)

③ 教科書の重点化・内容の精選

現在の在り方

教科書

- 学習に必要な情報の大半を網羅
- 多数の用語・キーワード等の豊富な事実的知識やその確認問題
- 教科書の指導で授業が完結（→依然として教科書「を」教える実態も）

その他

- 補足的に活用

改善の方向性

- 中核的な概念等の獲得に資する内容に重点化・内容を精選
- 教科書「を」教えるから、教科書「で」教えるへ



探究学習や裁量的な時間の余白創出

- 児童生徒の関心等に応じた多様な教材活用
- 紙に加え、デジタル学習基盤や学校図書館・公立図書館がインフラとして機能

教師用指導書は、精選された教科書の分量や裁量の余地を踏まえつつ、多様な授業アイデアや教材活用の可能性を盛り込む方向で改善を要請する方向

改善の実効性確保

④ 入試

「教科書を全て教えなければならない」という網羅主義を脱して、学習指導や教科書の改善を実効性あるものとするとともに、教育課程の実施に伴う教師・生徒の負担を軽減するためには、高校入試の改善を一層進めていくことが必要。（第七章（2）参照）



第六章 豊かな学びに繋がる学習評価の在り方

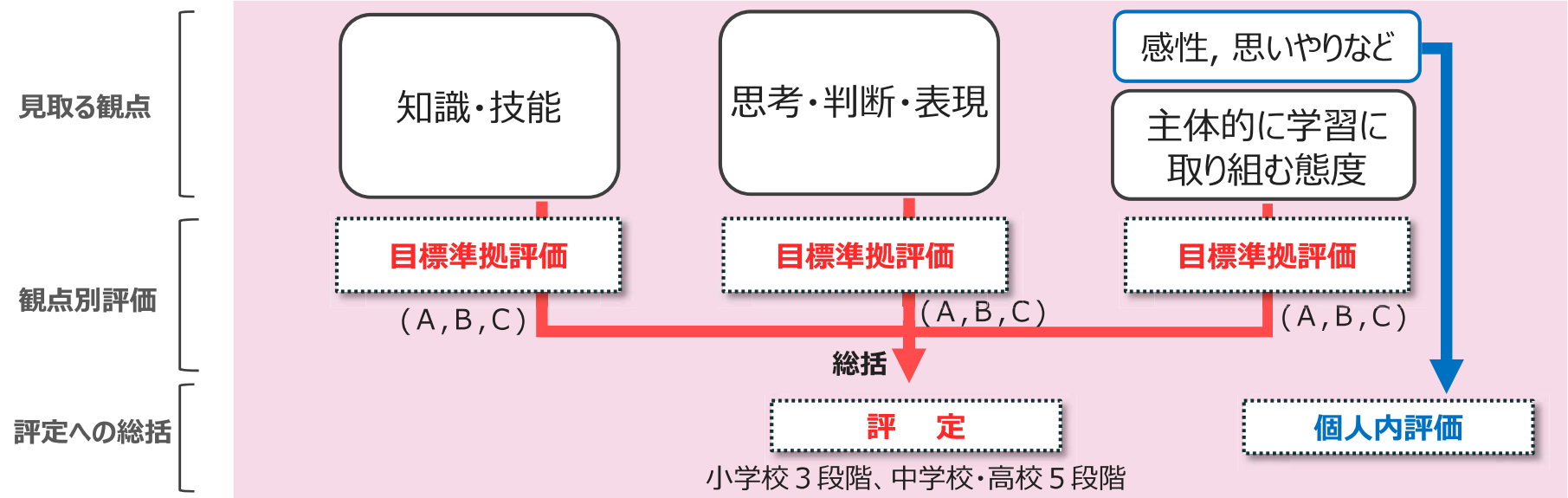
ポイント

資質・能力の育成に真に繋がる学習評価としていくため、その育成や評価を重視することを前提としつつ、「学びに向かう力、人間性等」の評価についてはその特質にあった評価となるよう評価方法を改める。また、「記録に残す評価」の頻度やタイミングを減らしつつ「学習改善等に活かす評価」を充実させることを促していく

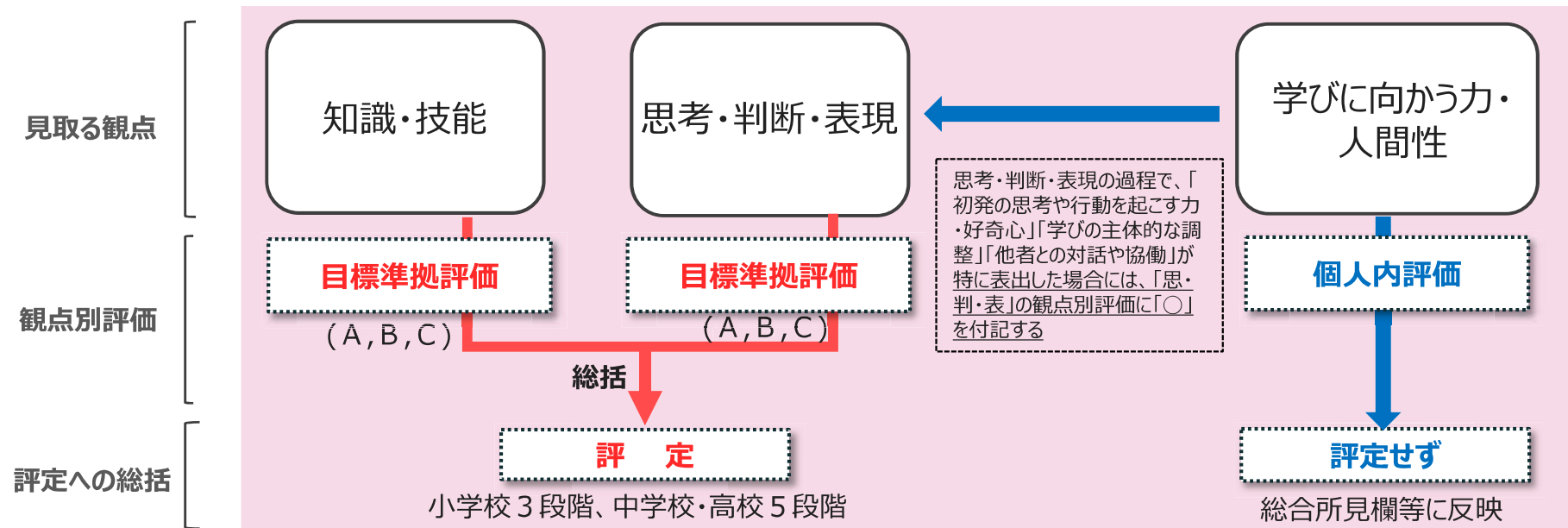
新たな観点別評価の方向性イメージ

補足イメージ6-②

旧



新



学習評価の課題と論点（全体像）

補足イメージ6-③

論点②：評価の頻度やタイミング

- 負担が重い「記録に残す評価」の精選の方策（デジタル技術活用の可能性を含む）

- 負担の重い評価の頻度を見直しつつ、「学習改善等に生かす評価」を充実させる方策（デジタル技術活用の可能性を含む）

課題

教師



- 評価材料が多く、課題の消化や記録の確認に時間が取られ、学習や指導の充実に繋がらない

- 学習評価のほとんどが評価に向けて行われる傾向があり、学習や指導の改善に結び付きにくい

- 毎学期評価を定めることの負担が大きい
- 1学期に出来なかったことが学年末に出来るようになっても前の学期の評価は変えられない

現行の評価イメージ

	1 学期								2 学期		3 学期		学年末		
	単元 1					単元 2	単元 3	観点別	評価		評価		評価	観点別	評価
	小テスト	振り返り①	振り返り②	ノート①	ノート②	発言・行動									
知・技	79					B	総括	B						A	
思・判・表	74			B	B			B	総括 4		4		5	B	4
主態		A	A	A	B	B		A						B	

課題

教師



- ペーパーテストのみで思考・判断・表現も評価するのは限界。多面的な評価が必要なのは分かってるけど、悩ましい

- 「主態」の評価も「目標に準拠した評価」だから、客観的・定量的な評価材料が必要となりがち。でも、振り返りやノート記述の確認だけでも大きな手間だし、良い点を前向きに評価するのが難しい

- 現在、次期学習指導要領に向けて「中核的な概念等」の位置付けが議論されているが、学習評価においてどのような取扱いとなるか不安

- 過度な負担なく多面的評価を充実させる方策が必要
- 「初発の思考や行動」「学びの主体的な調整」「他者との対話や協働」が特に表出した場合、「思・判・表」の観点別評価に「○」を付記すること

- 目指す資質・能力を適切に反映した評価となりにくい、負担が重いとの指摘がある「学びに向かう力、人間性等」については教育課程全体として個人内評価とする

- 今後専門的な部会で、各教科等における「中核的な概念等」の具体的な粒度や示し方について検討していく中で、学習評価における取扱いについても具体的に整理

論点①：「主態」評価の改善

論点③：中核的な概念等との関係



第七章 その他諮問で提起された事項の在り方

ポイント

- ・教師にとって意義を感じられる日常の取組となるよう、カリキュラム・マネジメントの考え方などを整理する
- ・多様な子供の個性・特性を踏まえた選抜の充実や中学校以下との円滑な接続に資する高校入試の改善を促進する
- ・産業構造の変化などを踏まえて産業教育の教育課程を改善する
- ・通級指導で各教科の指導も可能とすることなど特別支援教育を充実させる
- ・すべての幼児教育施設において、遊びの中で直接的・具体的な体験を通した学びを保障するために幼児教育を充実させる
- ・特別活動において児童生徒が主体となってルールの形成や学校生活の改善に関わるようにするなど、子供が主体的に社会参画するための教育を充実させる

(3) 産業教育

専門高校の教育課程の見直し

現 行

学習指導要領の趣旨を踏まえた特色ある取組の展開

一方で、以下のような課題も

- 卒業年次に「課題研究」等が位置付けられているとともに、選択履修科目の内容が〔指導項目〕を中心として構成されていることと相まって、
 - 探究的・実践的な学びの積み重ねが不十分
 - 職業人として身に付けるべき資質・能力を踏まえた授業展開が不十分
- 実践的・専門的な指導の充実のため、産業界等と連携した取組が進められているが、単発的で持続可能な連携になっていないなど、取組のバラツキ
- 専門教科全体として、データサイエンス・AIに関連する教育内容の充実

産業界等

- 市場環境や業態変化に柔軟に応えられる産業人材の育成
- 構造的な人材不足。DX化を牽引する即戦力人材が必要

改善イメージ

資質・能力を意識した探究的・実践的な学びの充実

- 履修構造の見直し・柔軟化、指導事項の資質・能力ベースでの整理・明確化
- 産業界等との持続的な連携に基づく実践的な学びの充実
- 学習指導要領の構造化・分かりやすさ、使いやすさの観点から整理・明確化

- ✓ 探究的・実践的な学びの積み重ねによる深まりのイメージや資質・能力を意識した主体的・対話的で深い学びの一層の実現
- ✓ 学習指導要領の構造化等によるカリキュラム・マネジメントの充実と、産業界等との連携の深化

産業界等の実態に即した学びの充実

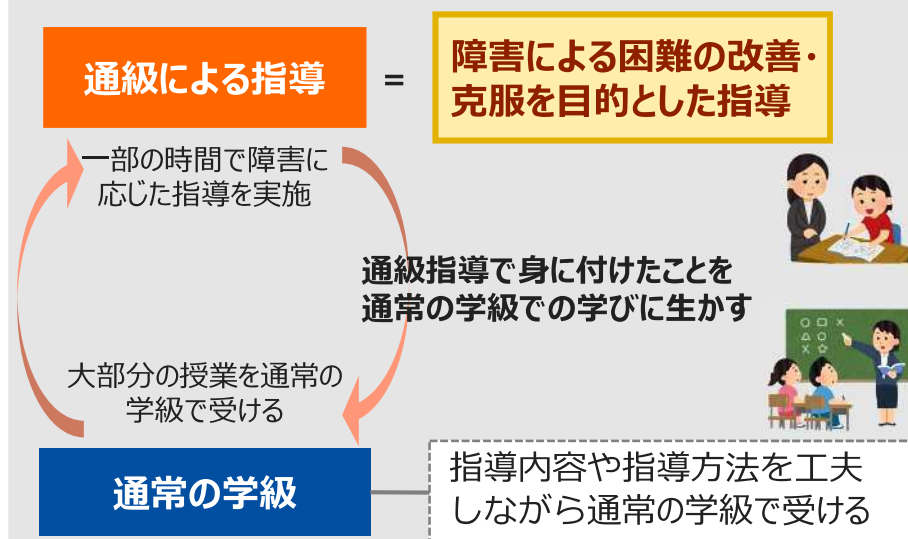
- 産業教育に共通する資質・能力の整理・明確化
- データサイエンス・AIを活用した実践的な学びの充実

- ✓ 産業構造や市場環境の急激な変化、労働市場の流動性の高まりに対応した専門教科指導の実現

(4) 特別支援教育

通級による指導を受ける児童生徒の特別の教育課程の見直し（イメージ）

現行



障害の状態や授業の内容によっては

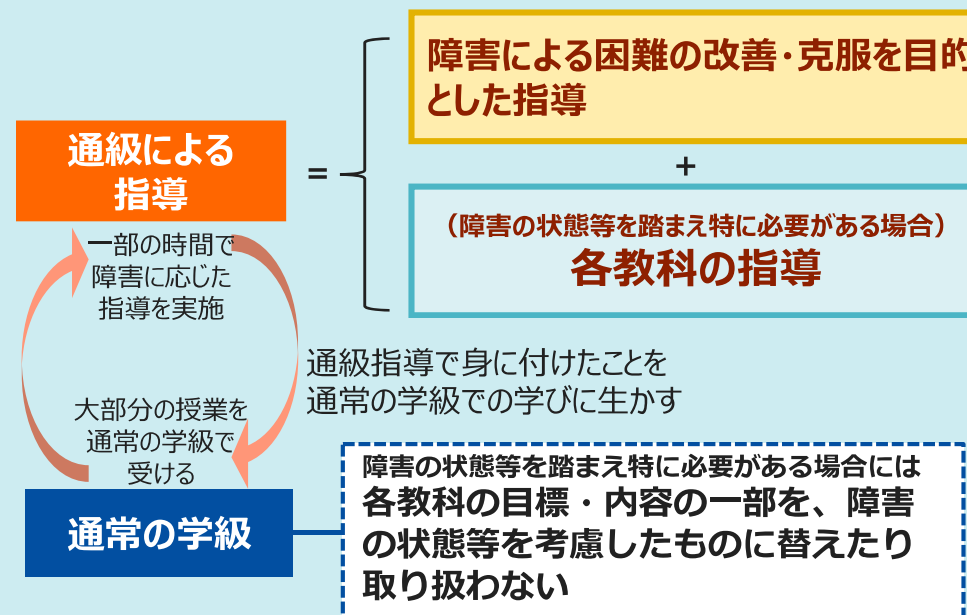
障害の状態に応じた自分のペースで学ぶことが難しい

学習活動に参加している実感を持ちながら学ぶことが難しい

他の児童生徒と同一の目標を前提に学ぶことが難しい

といった場合があり、障害のある子供の学びの充実に課題がある

改善イメージ



通級による指導を活用し、障害の状態等に合わせて、目標や内容を個別に設定し、自分にあった内容やペースで学ぶ

通常の学級において、障害のない子供と共に学びつつも、障害の状態等に合わせて目標や内容を個別に変更し、自分にあった内容やペースで学ぶ

障害のない子供たちとできる限り共に学びながら障害の状態等に応じたきめ細かな指導を実現することで、障害のある子供の能力と可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加に向けた学びを実現

(5) 幼児教育



幼児の遊びや生活に関する現状と課題

- 意図的に用意しなければ、幼児の発達に必要な、様々な人やものと直接的・具体的に関わる体験を十分に確保することが困難になっている
- 一部の幼児教育施設においては、幼児の興味・関心ではなく、SNS等からの偏った情報やそれらに影響を受けた一部の保護者のニーズを優先するなどし、幼児の発達にふさわしくない教育活動が行われているとの指摘がある



考えられる方向性と論点①（幼稚園教育要領等関係）

1. 直接的・具体的な体験の一層の充実

- どの幼児教育施設においても、幼児の自発的な活動としての遊びを通して資質・能力が育まれるよう、様々な人やものと直接的・具体的に関わる体験を一層充実する方向性で検討すべき

2. 幼児教育と小学校教育との円滑な接続の推進

- 幼児教育施設と小学校の両者が、相互に共通理解を図り、各園・校における架け橋期（5歳児から小学校1年生の2年間）のカリキュラムの作成やスタートカリキュラムの充実等の取組も含め、円滑な接続を一層推進する方向性で検討すべき

幼児教育における遊びの中での
直接的・具体的な体験を通した学び

客観的・抽象的な認識や思考が
発達していくことになる
小学校以降の生活や学習の基盤となる

※補足イメージ7-⑦参照

心と体が動く体験

学びに向かう力、
人間性等

学びを方向付ける
人間性

学びの
主体的な調整

初発の思考や行動を
起こす力・好奇心

他者との
対話や協働

一体的に育成

知識及び技能
の基礎

思考力、判断力、
表現力等の基礎

【具体的な方策】

- ・子供の資質・能力を育む学びの連続性を明確にするため、幼稚園教育要領等においても、学習指導要領との連続性を表形式やデジタルを活用して示していくべき
- ・子供それぞれの興味・関心や一人一人の個性に応じた多様で質の高い学びを引き出す観点から、幼児教育の「環境を通して行う教育」と小学校以降の授業改善の取組について相互理解が図られるよう、幼小中高の指導方法の趣旨の一貫性を明確にすべき

※幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針の改訂等に向けて、こども家庭庁と緊密に連携しながら一体的に検討を進めていく



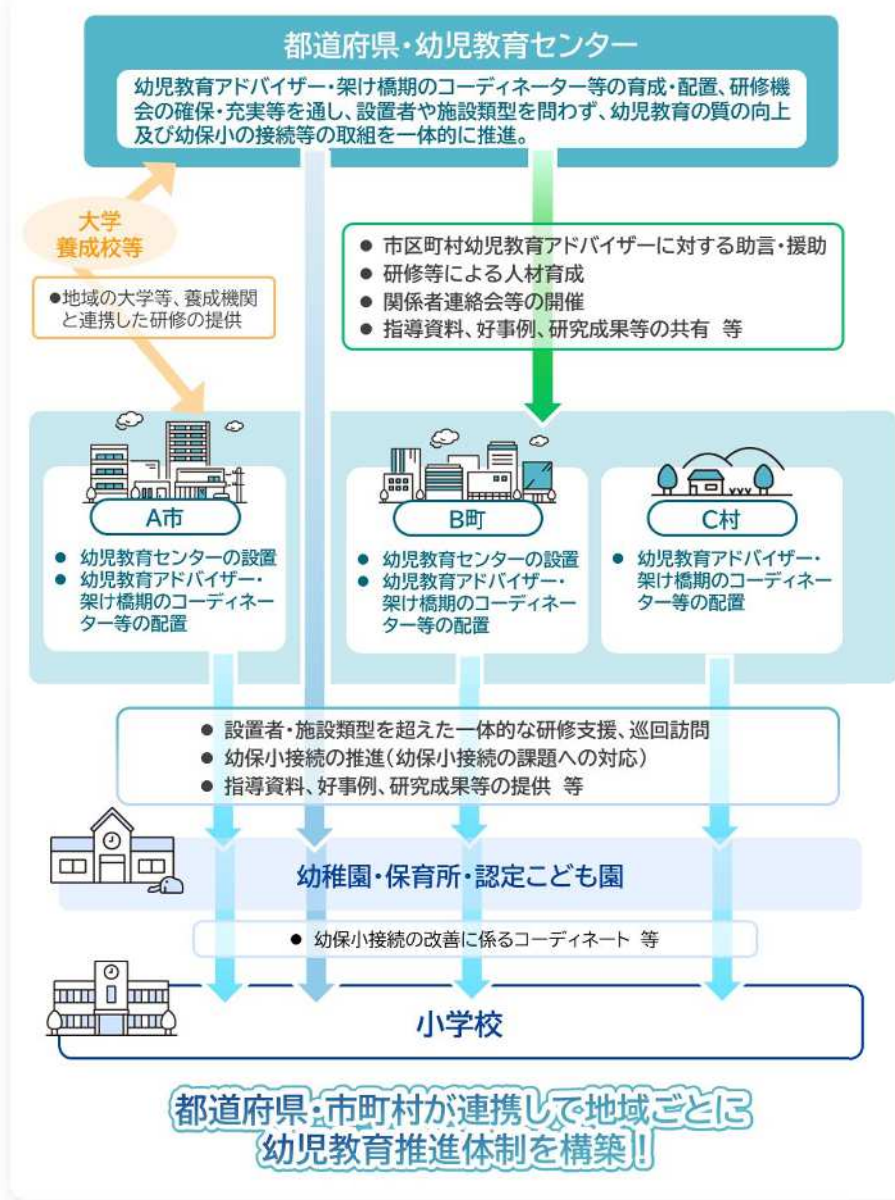
具体的な方向性と論点②（幼児教育の質の向上・幼保小の円滑な接続を支える体制づくり関係）

3. 地方自治体における支援体制の充実・強化

- 全ての幼児教育施設において、直接的・具体的な体験が一層充実され、幼児教育の質の向上や小学校教育との円滑な接続が図られることが重要である。このため、設置者や施設類型を問わず全ての幼児教育施設を支える、都道府県教育委員会を始めとする各地域の体制づくりの推進に向けて、幼児教育センターの全都道府県への設置を目指していくべき
 - 幼児教育センター設置・活用
 - 幼児教育アドバイザー及び架け橋期コーディネーター等の育成・配置、幼児教育施設・小学校等への指導・助言・援助
 - 幼児教育及び幼保小接続に関する研修の実施
 - 教育委員会が有する学校教育の専門的知見を生かしながら、幼児教育段階から高校教育段階までの教育の一貫性・連続性を踏まえた施策の展開

など

幼児教育センター設置 道府県一覧（令和7年4月現在）



（６）子供のより主体的な社会参画に関わる教育の改善



具体的な方向性と論点

1. 子供の社会参画に関わる教育内容の充実

<全ての教科を通じた改善>

- ① 社会科・公民科を中心としつつ、関連する教科等のWGで、子供の社会参画や意見表明を推進する観点から、見直すべき点がないか検討すべき
※模擬議会・模擬選挙など、地域社会と連携した実践的な学習活動の推進方策については、総務省と協議
- ② 全ての教科等を通じて、自分の意見の根拠を持った説明、一方的な意見の主張に止まらない対話を含む「協働的な学び」を一層重視すべき
※ フィルターバブル・エコーチェンバーの影響が強く指摘される中、第四章（1）では情報モラルやメディアリテラシーの向上を含む情報活用能力の抜本的向上の方策を整理しているが、これらも社会参画に関わる教育内容の改善の一環として捉えつつ、今後関連する教科等のWGで検討を深める

<特別活動における改善>

※ 特別活動：「集団や社会の形成者としての見方・考え方」を働かせ、よりよい集団や学校生活を目指して様々な活動に実践的に取り組む領域

- ① 身近な社会である学級・学校で、多様な個性や特性、背景を持つ他者との対話や協働により、児童生徒が主体となってルール形成や学校生活の改善、学校行事など様々な活動に参画することにより、「生成AI時代の主権者」として、確かな民主主義の担い手を育み、共生社会を実現する基盤を提供する領域として、特別活動の位置付けを明確化すべき
- ② 児童会・生徒会活動について、教師の適切な指導のもと、校則など学校のルールの設定をはじめとする学校運営に発達段階に応じて子供が関わる仕組みであることを、教育的活動という性質に十分配慮しつつ、明示的に示していくべき
（補足イメージ 取組例①②）
- ③ 学校行事について、各行事の特質や教師の過度な負担を生じさせない観点を踏まえつつ、子供たちが創造する活動である旨をより明確にすべき（取組例①）
- ④ 学級活動について、学級内の多様性を前提に、共生社会の実現に向けた納得解を形成することの重要性をより明確に位置付けてはどうか。このことが社会的障壁の低減や教育課程全体の包摂性の向上に資することが期待される（取組例③）
- ⑤ 以上の改善の実効性を上げるためにも、子供が主体的・実践的に取り組む活動という特別活動の特質を踏まえ、内容の精選を進めるとともに、学習評価の質を向上させるための合理化を検討すべき

2. 取組を促進する方策の充実

<教師の負担への配慮等>

- ① 児童生徒の意見を活かした学校運営やルールの形成等の取組を円滑かつ豊かなものにできるよう、クラウドツールの活用方法を含め、意見表明を過度な負担なく学校の様々な活動や運営に繋げる好事例等について、整理・提供すべき
- ② 児童生徒の参画や意見を活かした学校運営、授業づくりに関する指導上の工夫等について、学校管理職や教師等に対する研修を充実させていくべき

<子供の意見を反映させる受け皿の整備>

- ① 子供が学校生活での気づきや悩みをクラウドで寄せることができる仕組みなど、学校運営の包摂性を高める取組の一環として、教師の過度な負担なく児童生徒の声を聞く取組を促すことを検討すべき
- ② 学校運営協議会制度（コミュニティスクール）において、子供の社会参画を促す方策を検討すべき（取組例⑤）
 - 子供の社会参画や意見表明の推進を議題とする
 - 子供自身が学校運営協議会に参画する
- ③ 学校評価において、学校運営の評価・改善プロセスに子供が関わることについて、子供の社会参画に関わる教育内容と関連づけることを促すことを検討すべき（取組例⑥）
- ④ 教育振興基本計画や教育大綱の策定をはじめとする地方公共団体での議論において、子供の意見表明の機会を設ける等、学校を超えて子供の社会参画を促すことを検討すべき（取組例⑦）



第八章 今後の検討スケジュール・検討の在り方等



今後の検討スケジュール・検討の在り方等

1. 今後のスケジュール

- 教育課程企画特別部会で本「論点整理」を取りまとめ、教育課程部会に報告した後、既に設置されている総則・評価特別部会や各WGにおいて、第一章～第七章の方向性や内容、全国学力・学習状況調査等の各種データで明らかになった教科ごとの課題等を十分に踏まえて検討を進め、遅くとも令和8年の夏頃までに取りまとめを行う
- その後、教育課程部会での「審議まとめ」を経た上で、令和8年度中に中央教育審議会として「答申」が取りまとめられるよう、検討を進める

2. 本部会と各WGとの関係

- 今後の総則・評価特別部会や各WGにおける審議は、本「論点整理」を的確に踏まえ、各教科等固有の議論を加味、共有しつつ、更に豊かなものとすることが極めて重要であり、各教科等や学校段階に閉じたものであってはならない
- このため、教育課程企画特別部会は、教科等横断的・共通的な事項の具体化を担う総則・評価特別部会とともに、各WGの議論の状況を把握し、教育課程全体としてどのような資質・能力を育成するか、積極的に調整する役割を果たす

3. その他

- 第四章において、小学校の総合的な学習の時間に情報の領域（仮称）を付加し、中学校で情報・技術科（仮称）を創設する方向性を示したが、これに伴う標準授業時数の増加について、諮問で示されている年間の標準総授業時数を現在以上に増加させないとの方針を前提としつつ、教育課程企画特別部会及び総則・評価特別部会にて教育課程全体を見通した観点から検討を行い、令和8年の春頃を目途に一定の結論を得ることとする
- 中央教育審議会及び文部科学省は、本「論点整理」の内容について、教育基本法をはじめ現行法令を踏まえつつ、教師や学校、教育委員会はもとより、首長部局、保護者や地域住民、民間の担い手を含め社会全体が理解でき、浸透するようにするとともに、教師や学校、教育委員会が、現時点から次期学習指導要領への見通しを持って取り組めるように、あらゆる方策を尽くす。